

議第 5 2 号

市道路線の廃止について

道路法第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線の廃止をする。

市 道 路 線 廃 止 調 書

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地	路線延長 メートル
		終	点		
①	三ツ谷新田 11 号線	三島市三ツ谷新田 344 - 1		—	488.80
		三島市三ツ谷新田 328 - 1			
②	山田 13 号線	三島市川原ケ谷 764 - 1		—	86.70
		三島市川原ケ谷 770			

平成 3 0 年 6 月 1 2 日提出

三島市長 豊岡 武士